

監 査 報 告 書

学校法人 阪口学園

理事会・評議員会 御中

私立学校法第37条第3項及び寄付行為第28条の規定により、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における学校法人阪口学園の業務及び財産の状況について、理事長から学園運営の報告、重要書類の閲覧、会計監査人からの報告説明を受け、事業報告書及び計算書類等を調査しました結果、同学園の業務及び財産の状況に関して不正行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人阪口学園の令和8年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めます。

令和8年5月18日

学校法人 阪口学園

監事

八木 一郎



監事

小林 照顕



(注) 監事小林照顕及び監事八木一郎は両名とも私立学校法38条に定める外部監事であります。